

十六年ぶりに「ハシタマツ」

郷社 河上神社境内で

三大火祭りの一つといわれていた「柱松」が十月十一日夜七時河上神社境内で、十六年ぶり盛大に復活、集まった観衆を熱狂させました。
この柱松は同神社が明治十二年に原因不明の火災にあい以来「火災予防」「五穀豊じょう」「家内安全」などを祈願し、瀬戸山、中園、宮脇、六反田、上之宇都の城元青年団が主体となり長年伝わってきたもので県下に例を見ない奇習な火祭りといわれているものです。

この行事も過疎により農家が大半を占める当城元地域でも青年の流失が激しく、昭和三十五年を最後にすたれていました。が昨年の十一月河上神社が八十年ぶりに新築されたことを記念し、また青年のUターンを機にこの柱松を復活させようという声が強くなり、城元農振会長の谷口盛明さん(53歳)らの指導で十六年振りに実現したものです。
当日は、早朝から瀬戸山、中園、宮脇、六反田、上之宇都の城元地域約二百世帯が総

出、父兄や青年団、小、中学生が数里もある山奥から切り出した根廻り直経約三十センチ、長さ二十五メートルの松の大木に約百束の麦ワラをカズラでくくりつけ柱を包み準備に一日がかり
夜七時、神事のおと笛や大鼓を合図に総勢二百人の父兄や青年、子どもたちが掛声勇ましく柱の頂上に結びつけたカズラ縄を引き境内の中央に立てられと神宮がホテに点火し柱松目がけて投げ火つけの儀、このあと二、三人がかり



勇壮な火祭り

境内の中央に立てられた柱松に
攻防はげしく火つけ合戦

で約二十メートルの竹ザオの先にホテを結びつけ柱の麦ワラに火をつける者、つけられた火を竹ザオでたき消火する者と二隊にわかれ、それぞれ四方八方より火の粉の中に入りまじり攻防はげしく、あたりは火の子が飛び重なり、秋の夜空を赤々とこがし、柱松が赤々と燃え出すと柱は倒され火を消し止めてから柱を立て直し再度攻防戦
この勇壮な火祭りに訪れた町内外からの初めて見る子どもや若者、感慨無量なお年寄りなど約千人の見物客はスケールの大きさに目を見はり境内は歓声のうずにつつまれ約一時間半で幕を閉じました。
これから、この柱松の行事は毎年九月の十五夜に行なわれ後世に長く引き継がれていくとのこと。

また、町誌には「古くは城元一帯は大森林、草原でたびたび大蛇が襲い出て人畜に被害を加え住民は恐れおののいていた。ある時住民は四方八方から火をつけ、棒を打ち振って火をたたき合い、火の中に大蛇を取りまいた、大蛇は進退きわまりスーッと立ち上がりそのままだととうずをまいて往生。
つまり柱松として立てられた松の木が大蛇を形づくり、柱にくくりつけた麦わらに火を投ずるのが火攻の光景で、棒をもってたたきまくるのが野火を中心とたたきつける有り様で、柱のたおれるのが大蛇の往生を形どったもの」と、このような柱松の由来も伝えられているとあります。

猟銃の保管は確実に

十二月十五日から
狩猟解禁

十一月十五日からハンター待望の狩猟解禁となり来年二月十五日まで、野や山で狩猟が行なわれます。狩猟事故を防ぐために特に次の点に注意しましょう。
◎狩猟に出かける前に。
▽猟場の地形をよく調べておく。
▽銃の取り扱いについて習熟しておく。
▽猟場につくまではタマを装てんしない。
▽タマは発射が必要となるまでは絶対に装てんしない。
▽タマを装てんしたら必ず安全装置をかけ、発射の直前まではずさないこと。
▽銃口は絶対、人に向けないこと。
▽発射するときは、周囲の安全に注意し、獲物であることを確かめてから。
▽他人の銃にみだりにふれたり、酒を飲んでから銃を手につかない。
▽銃の貸し借りは絶対にしない。
▽銃の盗難などによる事故を防ぐため、銃とタマは別々に、カギのかかる堅固な保管庫に確実に保管し十分気を付けましょう。
もし、盗難にあったときは警察にすぐ届出てください。

たばこは町内で買ひましょう
出張やご旅行にも
町内で買って持って
行きましよう

	世帯数	人口		
		総数	男	女
8月1日現在	3,074世帯	9,844人	4,540人	5,304人
自然増減(出生・死亡)	0	6	3	3
社会増減(転入・転出)	3	14	1	13
増減総数	3	20	4	16
9月1日現在	3,077世帯	9,864人	4,544人	5,320人

肉用牛生産団地

育成事業などに

八千八百二十八万円を追加

選挙長（一選挙につき）

四六〇〇円

（現行三、四〇〇円）

投票管理者（一選挙につき）

四六〇〇円

（現行三、四〇〇円）

開票管理者（一選挙につき）

四六〇〇円

（現行三、四〇〇円）

選挙立会人・投票立会人・開

票立会人（一選挙につき）

三七〇〇円

（現行二、七〇〇円）

▽町道路線の認定

神川中学校前線を認定した

ものです。

▽町道厚ケ瀬線道路改良工

事請負契約の締結

厚ケ瀬橋から塩屋よりへ

一四〇メートルのところを起

点に延長二二〇メートル、幅

員七メートル、二車線の道路

改良工事請負契約を株式会社

桑原組と締結したものです。

工事費、一千二百八十八万

▽町道馬場中原線道路改良工

事請負契約の締結

馬場中原橋から部落よりへ

延長三〇〇メートル、幅員六

メートルの道路改良工事請負

契約を有限会社小平建設と締

結したものです。

工事費、一千二百九十万円

▽昭和五十一年度大根占町一

般会計補正予算（第四号）

歳入・歳出それぞれ八千八

百二十八万七千円を追加補正

し、歳入・歳出予算の総額そ

れぞれ十二億九千一百五十六

万七千円となりました。

補正された八千八百二十八

万七千円のうち一千七百五十

万円は県土地開発公社に対す

る年度内の短期貸付金で、実

質補正額は七千七百八十七千

円です。

また、補正された歳出の主

なものは、衛生費三百四十六

万七千円、農林水産業費四千

一千三百一十一万一千円、土木費

一千四百一十一万六千円などです。

これに対応する歳入の主な

ものは地方交付税の三千三百

六十万円、国・県支出金三千

三百九十二万三千円、町債の

二百万円などとなっています。

※採択された陳情

三ヶ町共有の花ノ木家畜市

場敷地下げ（なんぐう農協

長 飯屋園栄吉氏提出）

なお、地方制度調査会の地

方議会議員の半数改選制につ

いては全議員一致して反対す

ることに決議がなされました。

地方議会議員の半数改選制

反対に関する決議

第十六次地方制度調査会は

「住民自治意識の向上に資す

るための方策に関する答申」

のなかで、地方議会議員の半

数改選制を採用している。

これが採用されると、当選

票数が倍加することとなる結

果、現在保たれている町村議

会内における議員の出身分布

の状況が激変し、広く町村内

の隅々からの声を公平に議会

意志に反映することができな

くなると同時に、これが議員

の質の向上につながる保障は

なく、無用の混乱、摩擦を生

ずることが予想される。

また、町村議会におかれて

いる現状からみて、議員の半

数改選制を採用することが、

飲酒運転を

追放しよう

もそれが大きな事故につなが

っていることです。

飲酒運転追放が叫ばれてから

久しいことで「飲酒運転は

してはならない危険な行為で

ある」ことは誰でも知ってい

ます。それでも飲酒運転があ

とを断たないのはなぜでしょ

うか。

その一つは、「自分に限っ

て少々の酒で事故を起こすこ

はない」とか「これぐらいな

ら、まだ大丈夫だろう」とい

った自分勝手なあまり判断を

する人がまだまだ多いからで

す。

二つは、周囲の人の誘惑に

負けて、「ほんの少しなら一

とつい飲んでしまふ意志の弱

さが飲酒運転を続けさせてい

ます。

三つには、運転者の相手と

なつて、酒を飲む人や酒をす

める人の無関心さや無責任

な態度が問題です。なにげな

くすすめる酒が相手の命とそ

の家族の幸せを奪っている現

実は身近かにふまえて、運転

者には酒はすすめないという厳

しさが足りないからです。

酒が気狂い運転をさせると

いうのは、理屈ではなく次の

ような状態になるからです。

▽視力がおとろえ、障害物の

発見がおくれたり見落したり

距離感が狂ったりする。

▽反応動作が鈍り、誤った動

作をする。

▽スピード感がなくなり高速

運転をする。

▽大胆になり無謀運転をする。

飲酒運転を防止するには、

車を運転する人は、自分だけ

でなく他人の命まで危険にさ

らすことを自覚して、次のこ

とを習慣づけましょう。

▽飲酒が予想されるところに

は、車を停めていらない。

▽車を運転するときは、酒席

に顔を出しても決して酒は口

にしない。

▽もし酒を飲んだら車を置い

て帰る。

また、家庭や職場では次の

ことを習慣づけましょう。

▽車を運転する人にはどんな

理由があっても、酒を出した

りすめたりしない。

▽車を運転する人が、もし酒

を飲んだら、車を預かり、

タクシーか他の車で送る。

▽家庭や職場などで飲酒の計

画をするときは、飲んだ人を

送り届ける準備をまえてもっ

ておく。

秋は行業のシーズンです。

レジャー運転は、解放感から

気がゆるみがちになります。

そのうえ飲酒する機会も多く

普段は注意している人も、こ

のようなときには、つい飲酒

運転をしがちなものなのです。

行業シーズンは、このよう

なことから思わぬ事故を引き

起こしますから、車を運転す

郵便局

簡易保険は、大正

五年十月一日から無

診査、月掛、集金を

特徴とした国営の生

命保険として創設さ

れた全国の郵便局でそ

の取扱いが開始され

ました。以来六十年

郵便局の簡易保険と

して、広く皆様に愛

され親しまれ、利用された結

果、現在総加入件数五千万件、

契約高は二十八兆円、資金総

額は七兆円を超えております。

この簡易保険資金は、加入

者の大切な財産として市町村

などの地方公共団体をはじめ

公社・公庫・公団など政府機

関に融資され、住宅や道路、

学校、交通機関など皆様の生

活に結びついた身近な生活環

境の整備拡充に役立っています。

昭和五十一年度中の本町の港湾及び

都市計画事業等に一千一百万

円が融資され、これまでの融

資額は一億七千万円になって

います。

このほか、全国各地に加入

者ホーム、保養センター、診

療所などの福祉施設を設置し、

加入者の福祉の増進にも努め

ています。

簡易保険では創業記念日に

ちなみ毎年十月を「簡易保険

月間」としていますが、今年

は創業六十周年を記念して、

全国的にPR活動、新加入運

動を展開し、皆様の簡易保険

に対する理解と信頼を一層深

めるとともに、保障のある生

活が送れ、安心して働けるよ

う、この機会に、簡易保険に

加入されますようお勧めして

います。

にぎわった町民体育大会

初めて総合グラウンドで

第二十二回町民体育大会は十月十日「体育の日」に、これまで大根占中学校グラウンドから初めて総合運動公園陸上競技場で盛大に行なわれました。

危険な天候も前日にうって変わったように好天に恵まれ、さわやかな秋晴れの下、広びろとした競技場の周囲は家族づれの応援者で例年になくにぎわいました。

大会は、町長、町議会議員、教育長の三氏によりテープカット、大根占中学校のプラス

バンドの演奏で国旗、町旗を先頭にボイススクアウト、役員団、選手団が会場の拍手と声援をうけ堂々と入場。

開会式は、新福教育長の開式通告につぎ昨年優勝の池田校区が優勝旗・準優勝の神川校区がトロフィーの返還、選手を代表し池田校区の青木稔さんが力強く選手宣誓。

さっそく競技にはいり熱戦が展開され、池田校区が昨年に引きつづき大会優勝旗を保持、準優勝に贈られるトロフィーは城元校区が獲得しました。

競技は、午前九時二十分、小・中学校の徒歩にはじまり園児の遊戯、地区対抗リレーなど二十八種目にわたり終日熱戦をくりひろげ本大会ならではのふん囲気を盛りあげていました。

成績は次のとおりでした。

優勝	池田校区	二一八点
二位	城元校区	一九七点
三位	神川校区	一九二点
四位	馬場校区	一四五点
五位	宿利原校区	一二九点

町体にひろう



▲ 昨年に引きつづき大会優勝旗を受ける池田校区代表

▼ たくさんな人で満員の観覧席………競技場までくりだし盛んな声援



◀ 25キロの俵をあげての持久争町一番の力持ちはだれに？



▲ どちらも負けじとハッスル！婦人会のつな引き

◀ 頑張った宿利原消防分団消防地区対抗リレー

お詫び

今回の戸籍シリーズは紙面の都合で次回に掲載致します。

昭和五十二年のお年玉つき年賀はがきが、十一月五日から売出されます。今年

お年玉つき

年賀ハガキ売出し

十一月五日から

の全国の発売枚数は二十億が二十億枚、二十一億が五億枚で、昨年より三億枚少

なくなっています。なお、年賀はがきが元旦に配達されるためには、遅くとも十

犬の放し飼いは——やめましょう

最近、飼い主の無責任な犬の放し飼いに對する苦情や批判が、他人の迷惑や危害をおよぼすことのないよう十分につけをお願いします。

県では、飼い犬取締条例で犬を放すことを禁じ、違反犬は抑留され飼い主は罰せられることとされて

います。

飼い主の無責任な放し飼いに、幼い子どもを襲ったり、よその家の庭や畑を荒したり汚すこともあり、犬同志あるいはネコのケンカ騒ぎや、発情期には必要な繁殖に悩まされます。

また、いろいろな病気をうつされ

る原因にもなります。このようないい飼いは、次に掲げる場合を除き、飼い犬をけい留することになっていきますので十分注意してください。

▽警察犬及び狩猟を目的のために使用するとき。

▽人畜その他に害を加えるおそれのない場所又は方法で飼育を訓練し、移動し、又は運動させるとき。

▽家畜の誘導、又は物品の運搬のため飼育犬を使用するとき。

▽サーカス・競技会・展覧会その他の催しに供するために飼育犬を使用するとき。

▽特に県知事が認めるとき。

お知らせ

高齢者職業

相談室を開設

わが国は、高齢化が急速にすすんでいくなかで、高齢者の就職問題が大きな社会問題となりつつあります。

そこで、国と市町村が協力して高齢者の生活支援、福祉の対策の一環として職業に関する相談の窓口が設けられました。

就職したい方は、気がるにご利用ください。

○皆さんが自分の能力と体力に応じた仕事をつづけることによって、これからの人生を楽しくすごしていただけるように一切無料で相談いたします。

○仕事を探す申込みにより、相談の上就職のあっせんを行います。

○すぐに、良い仕事がない場合は、就職先の開拓に努めますので、いつでも気がねなくご利用ください。

なお、くわしくは鹿屋市高齢者職業相談室までお問い合わせください。

鹿屋市北田町十一の六

鹿屋市公民館内

電〇九九四四（一）二七三三

無料で

交通事故の相談を

県交通事故相談所鹿屋支所

☆所得税第二期分の減額申請
十一月は、所得税第二期分を納めていただく月です。

しかし、今年になってお店をやめたり、休んだりして、昨年に比べ納税額が大幅に減る見込みの方や火事や水害などで財産に損害を受けた方などは税務署に「予定納税額の減額申請」をして下さい。

第二期分の税金が減ったり、ときには納めなくて済むことがあります。

期限は十一月十五日です。

税だより

☆青色申告のおすすめ
最近では、青色申告制度を利用する方が大変増えてい

ます。それというのも青色申告をすれば、青色申告控除をはじめ、いろいろの特典があり税金の面で有利になるばかりでなく、経営の合理化にも役立つところが一般に知られてきたためです。

くわしくは税務署にご相談ください。
電〇九九四四（一）三二八

善意

の話題

町社協へ

（香典返しとして）

本金シズ子（利夫） 塩屋落司 笑子（仲谷チヨ）

大山 辰夫（庄蔵） 瀬戸山新田喜代二（清市） 神二区

永田 徳男（正義） 塩屋（一般寄付）

塩屋の石田十太郎さんから

錦江園へ

塩屋の本金シズ子さんから

神川上の吉村こずえさんから

神の浜二区の命苦フミさんから

神の浜二区の森エミさんから

旭町のおどり同好会のみなさんから

※チリはとこるかまわず捨てないこと！！

※チリはきまづた収集日の朝出ししましょう！！

すずしろの里へ

塩屋の本金静子さんから

山之口の新田喜代治さんから

神川上の岩下トシさんから

本町の長浜正秀さんから

新米

塩屋の東山崎文芳さんから

有明町の土橋芳利さんから

串良町の森山義治さんから

鹿屋市の梅北ユキエさんから

指宿市の村川広秋さんから

甘しょ

広報紙の謝礼

町広報紙の送付謝礼として次の方々から金一封いただきました。

厚くお礼申し上げます。

愛知県に在住の鶴田美佐子さんから

東大阪市に在住の金中安雄さんから

福岡市に在住の中馬菊男さんから

福山市に在住の東末夫さんから

戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません